

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年9月11日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

金沢水再生センター等放流きょ緊急改築実施設計（基本・詳細）業務委託

2 履行（納品）場所

金沢区幸浦一丁目17番地ほか

3 契約日

令和8年8月27日

4 履行日又は履行期間

令和8年8月27日から令和9年3月31日まで

5 契約金額

¥43,780,000.-

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称 株式会社エイト日本技術開発 支店長 大舘 直樹
所在 横浜市中区本町4丁目36番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、令和7年3月18日、国土交通省より下水道管路の全国特別重点調査の実施要請を受けました。これに伴い、調査を実施したところ、緊急度1と判定された要対策箇所を確認したため、当該箇所への対策工事の施工に必要な設計業務を実施します。また、本件業務は、現地調査等、下水道施設における専門知識が必要なため、専門の事業者へ委託します。なお、当該箇所への対応を即時的に行わないと、水再生センターの水処理を適切に行うことができず、市民生活に重大な支障が生じるおそれがあるため、本件契約は地方自治法施行令第167の2第1項第5号の規定に基づく緊急契約とします。

8 契約の相手方の選定理由

緊急度 1 と判定された要対策箇所について、すみやかに対策を講じる必要があるものの、全国的に同様の業務が発注されており、履行可能な事業者の確保が困難となっています。現場状況や水再生センターの運転管理を熟知している 3 者以上の事業者ヒアリングしたところ、履行可能な事業者が、昨年度に実施した水再生センター等施設状況調査委託（その 2）を受託し、金沢水再生センター、礪子ポンプ場の各放流きょの調査実績を有する本件契約の相手方のみでした。このため、当該事業者を本件契約の相手方として選定しました。

9 所管課

下水道河川局施設整備課